

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
財団法人経済産業調査会	会費(特別会員・普通会员、年会費)	420,000	特別会員262,500、普通会员157,500	4/12,4/26	経済動向等の情報収集のため	特財	国所管	会報誌リーテレーターや経済産業統計等の経済産業施策や各種統計資料に基づく経済動向等に関する情報収集のために必要な費用。ただし、平成24年度からは普通会员のみに削減。	有
財団法人経済産業調査会	定期購読料	290,000	—	4/15	—	特財	国所管	経済動向等に係る情報収集のための経済産業公報の購読に必要な費用。ただし、購読部数を平成23年度5部から平成24年度3部に削減。	有
社団法人日本電気協会	定期購読料	526,680	—	4/22,4/26,7/19,10/14,1/20,3/31	—	特社	国所管	電子・電力関係事業に係る情報収集のための電気新聞の購読に必要な費用。ただし、購読部数を平成23年度11部から平成24年度7部に削減。	有
公益社団法人日本化学会	会費(法人正会員、年会費)	225,000	1口25,000(5口以上)	6/3,6/21	燃料電池及び環境分野に係る情報収集のため	公社	国所管	燃料電池及び環境分野の技術情報収集のために必要な費用。ただし、平成24年度からは論文誌のWEB閲覧無料の最低限の口数(5口125,000円)に削減。	有
公益財団法人海外子女教育振興財団	会費(維持会員、年会費)	100,000	100,000	6/28	海外での教育情報を海外支部勤務職員に配布するため	公財	国所管	平成23年度で廃止。	有
社団法人日本福祉用具供給協会	会費(年会費)	500,000	500,000	7/12	福祉用具の情報提供業務のため	特社	国所管	福祉用具の日推進事業に参画するために必要な費用。福祉用具法第7条及びNEDO法第15条1項13号に基づきNEDOが行う情報提供に必要な支出。	有
公益社団法人応用物理学会	学会等参加費	108,000	—	9/16,10/7,1/10,3/18	—	公社	国所管	プロジェクトと関連性のある半導体分野等の学会への参加費用。平成24年度は必要に応じ参加。	有
社団法人粉体粉末冶金協会	会費(特別会員、年会費)	120,000	120,000	10/14	材料分野に係る情報収集のため	特社	国所管	平成23年度で退会。	有
公益財団法人日本科学技術振興財団	展示会等参加費	6,010,200	—	1/31,3/31	—	公財	国所管	広報活動の一貫として行っている科学技術館への展示に必要な費用。毎年度必要性を精査し支出の可否を決定。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。